新潟市墓地, 埋葬等に関する条例施行規則

平成 12 年 3 月 31 日規則第 54 号平成 22 年 3 月 24 日規則第 11 号平成 22 年 5 月 10 日規則第 38 号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市墓地、埋葬等に関する条例(平成12年新潟市条例第10号。 以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項ただし書の特別の事由)

- 第2条 条例第2条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)の特別の事由は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号エ及び才の規定は、同条第2項において同条第1項ただし書を準用する場合については、適用しない。
 - (1) 墓地については、次のいずれかに該当するものであること。ただし、ア(ア)及びイ(ア)の規定は墓地の区域の拡張に係る変更の許可について、ア(ウ)の規定は小規模な墓地の経営又は墓地の区域の拡張に係る変更の許可について、適用しない。ア 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人(以下単に「宗教法人」という。)が同法第2条に規定する目的のために墓地を経営する場合については、次のいずれにも該当するものであること。
 - (ア) 主たる事務所の所在地が市内にある宗教法人が経営するものであること。
 - (イ) 市内に墓地を有しない、又は新たに墳墓の用に供することのできる部分がない、若しくは新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり、当該部分がなくなることが見込まれる墓地を有する宗教法人が経営するものであること。
 - (ウ) 市内の需要に基づく適正な規模のものであること。
 - (エ) 当該墓地の用に供する土地が当該宗教法人の主たる事務所の所在地から1 0キロメートル以内にあるものであること。

- イ 宗教法人が広く一般に利用者を募集する墓地を経営する場合については、次のいずれにも該当するものであること。
 - (ア) 主たる事務所の所在地が市内にある宗教法人が経営するものであること。
 - (イ) 市内に墓地を有しない、又は新たに墳墓の用に供することのできる部分がない、若しくは新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり、当該部分がなくなることが見込まれる墓地を有する宗教法人が経営するものであること。
 - (ウ) 宗教法人法第6条第1項の公益事業として墓地を経営することを記載した 規則について同法第12条第1項,第26条第1項又は第33条第1項の所轄庁 の認証を受けている宗教法人が経営するものであること。
 - (エ) 市内の需要に基づく適正な規模のものであること。
- ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) 第2条第3号に規定する公益法人(地方公共団体が全額出資している公益法人を除 く。以下「公益法人」という。)が墓地を経営する場合については、次のいずれに も該当するものであること。
 - (ア) 主たる事務所の所在地が市内にある公益法人が経営するものであること。
 - (イ) 市内に墓地を有しない、又は新たに墳墓の用に供することのできる部分がない、若しくは新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり、当該部分がなくなることが見込まれる墓地を有する公益法人が経営するものであること。
 - (ウ) 市内の需要に基づく適正な規模のものであること。
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地 縁団体(以下単に「認可地縁団体」という。)が墓地,埋葬等に関する法律(昭和 23年法律第48号。以下「法」という。)第10条第1項の許可を受けている墓 地又は法の施行前から存在している墓地をその区域の拡張をせずに当該認可地縁団

体の構成員又は構成員の親族のために引き継ぐものであること。

- オ 墓地の所有者の死亡その他の理由により、法第10条第1項の許可を受けている 墓地又は法の施行前から存在している墓地をその区域の拡張をせずに自己又は自己 の親族のために引き継ぐものであること。
- カ 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、やむを得ず法第10条第1項の許可を受けている墓地を移転する場合については、移転後の墓地の規模が移転前の墓地の規模と同程度のものであること。
- (2) 納骨堂については、次のいずれかに該当するものであること。
- ア 宗教法人が納骨堂を経営する場合については、既存の墓地の区域内又は寺院等の 敷地内に設置するものであること。
- イ 主たる事務所の所在地が市内にある公益法人が経営するものであること。
- (3) 火葬場については、主たる事務所の所在地が市内にある宗教法人又は公益法人が経営するものであり、かつ、施設の規模が市内の需要に基づく適正な規模のものであること。

(経営許可の申請)

第3条 条例第3条に規定する墓地等経営許可申請書は、別記様式第1号によるものとし、 正副2通にそれぞれ同条各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(変更許可の申請)

- 第4条 条例第4条第1項に規定する墓地等変更許可申請書は、別記様式第2号によるものとし、正副2通にそれぞれ同項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 (申請等事項変更の届出)
- 第5条 条例第4条第2項に規定する墓地等申請(届出)事項変更届出書は,別記様式第3 号によるものとする。

(廃止許可の申請)

第6条 条例第5条に規定する墓地等廃止許可申請書は、別記様式第4号によるものとする。

(許可書の交付)

第7条 市長は、条例第3条の申請による経営の許可をした場合は、別記様式第5号の許可書を、条例第4条第1項の申請による変更の許可をした場合は、別記様式第6号の許可書を、条例第5条の申請による廃止の許可をした場合は、別記様式第7号の許可書を交付する。

(工事完了の届出)

第8条 条例第6条第1項に規定する墓地等工事完了届出書は、別記様式8号によるものとする。

(工事完了検査済証の交付)

第9条 市長は、条例第6条第1項の完了検査の結果、当該墓地等が条例第9条に規定する構造設備の基準に適合していると認めた場合は、別記様式第9号による工事完了検 査済証を交付する。

(新設等の届出)

第10条 条例第7条に規定する墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届出書は,別記様式第1 0号によるものとする。

(改葬許可の申請)

第11条 条例第12条に規定する改葬許可申請書は、別記様式第11号によるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(新潟市墓地, 埋葬等に関する法律施行細則の廃止)

2 新潟市墓地,埋葬等に関する法律施行細則(平成8年新潟市規則第13号)は,廃止 する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、新潟市墓地、埋葬等に関する法律施行細則による様式(以下 「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これらを適 宜修正して使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1号ウに規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例 民法法人を含むものとする。
- 3 この規則の施行の日前に、改正前の新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の規定により提出された申請書及び届出書並びに交付した許可書は、改正後の新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の規定により提出された申請書及び届出書並びに交付した許可書とみなす。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

墓地等経営許可申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

墓地・納骨堂・火葬場を経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第 1項の規定により、次のとおり申請します。

<u>1 頃の</u> 規定に	.より,次のとお	り申請しよす。					
名称							
所在地							
申請理由							
□墓地	地積	m²	実測面	i積			m²
	区画数	区画					
	構造		造	떹	í		
□納骨堂	建築面積	m²	延べ面	i積			m²
	納骨設備数						
	構造		造	阻	í		
□火葬場	建築面積	m²	延べ面	i積			m²
	火葬炉数						
	氏名						
管理者	住所			電	話番号		
•	本籍						
工事予定	着工	年 月 日	完了			年 月	日
業務委託の	利用契約受付美	業務の委託			□有	□無	
有無	使用料・管理料	斗徴収業務の委託			口有	□無	

- 注1 申請理由は、別紙として提出することができます。
 - 2 該当する事項の□の中にレ印を記入してください。
 - 3 業務委託の有無の欄は、墓地の場合にのみ記入してください。

添付書類

- 1 新潟市墓地, 埋葬等に関する条例第3条各号に掲げる書類
- 2 業務委託をする場合は、業務委託契約書の写し

墓地等変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

墓地の区域・納骨堂の施設・火葬場の施設に係る変更をしたいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

等に関する	法律第109	条第2項の規定により、次のとお	3り甲請します。	0
名称				
所在地				
変更理由				
□墓地	□拡張 □縮小 □その他	変更内容		
□納骨堂	□増設 □縮小 □その他	変更内容		
□火葬場	□増設 □縮小 □その他	変更内容		
	氏名			
管理者	住所		電話番号	
	本籍			
業務委託	利用契約引	受付業務の委託	□有	□無
の有無	使用料・管	管理料徴収業務の委託	□有	□無

- 注1 変更理由は、別紙として提出することができます。
 - 2 該当する事項の□の中にレ印を記入してください。
 - 3 業務委託の有無の欄は、墓地の場合にのみ記入してください。

添付書類

- 1 新潟市墓地, 埋葬等に関する条例第4条第1項各号に掲げる書類
- 2 業務委託をする場合は、業務委託契約書の写し

添付書類 変更事項を証する書類

		墓地等	申請(届出)	事項图	変更届出書		
							年	月
あて先)	新潟市長							
			届占	出者				
			1	主所(法人に	あっては主た	こる事務所の)所在地)
			J	氏名 (法人に	あっては名称	か及び代表者	音の氏名)
			,	電話番	号			
	墓地	名称 						
	墓地納骨堂	名称 所在地						
						許可番号		
	納骨堂	所在地	年	月	日	許可番号	第	号
	納骨堂	所在地	年	月	日	許可番号	第	号
変更	納骨堂 火葬場	所在地	年	月	日	許可番号	第	号
変更	納骨堂 火葬場 理由	許可(届出)	年	月	日		第	号
変更	納骨堂 火葬場 理由	許可(届出)	年	月	日		第	号
変更	納骨堂 火葬場 理由	許可(届出)	年	月	目		第	号

		墓地等原	廃止許可申	請書			
						年	月
あて先)新潟市長							
		申請	者				
		住	:所(法人	にあっ゛	ては主た	る事務所の)所在地)
		氏	:名(法人	にあっ゛	ては名称	下及び代表者	音の氏名)
		電	話番号				
墓地,埋葬等に	関する法律第 名称	10条	第2項の規	見定に』	こり,次	のとおり申	請します
墓地,埋葬等に □ 墓地 □ 納骨堂		10条	第2項の規	見定によ	:り,次	のとおり申	請します
□墓地	名称	年	第2項の対		では、次のでは、	のとおり申	請します 号
□ 墓地	名称						
□ 墓地□ 納骨堂□ 火葬場	名称						
□ 墓地 □ 納骨堂 □ 火葬場 申請理由	名称						
□ 墓地 □ 納骨堂 □ 火葬場 申請理由 廃止後の	名称			許可			

		墓地経営許可書		
		第		5
		年	月	E
住所		T)1	,
	754			
氏名	様			
		新潟市長	印	J
	年 月 日付けて	で申請がありました墓地の経営について,	墓地, 地	里
#*	ァ 問			
葬 等	に関する法律第10条第14	頁の規定により、次のとおり許可します。		
	墓地の名称			
	墓地の所在地及び地積			
	区画数			
	許可条件			

			納骨堂	• 火葬場緣	E 営許す	可書				
								第		-
								年	月	
住所										
氏名			様							
						新潟市長				印
	年	月	日付けで申	目請があり	ました	-納骨堂・火	;葬場	の経営	営につい	۲,
て. Ţ	墓地. 埋葬	等に関す	トる法律第1	□ 0 条第 1	項の規	見定により,	次の	とおり) 許可	L
		4 ()4)		> •> •		2 , 2 , 3 , 7				
ます。	,									
ī										
	納骨堂・ク	火葬場の	名称							
	納骨堂・ク	火葬場の	所在地							
	納骨設備数	年 。 ル 恭	炉数							
		从• 八								
	許可条件	双 • 八								

住所 氏名 様 新潟市長 年 月 日付けで申請がありました墓地の区域の変更につい 地,埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により,次のとおり許可しま 墓地の名称				
年 月 日付けで申請がありました墓地の区域の変更につい 地, 埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により, 次のとおり許可しま 墓地の名称			墓地変更許可書	
任所 氏名 様 新潟市長 年 月 日付けで申請がありました墓地の区域の変更につい 地,埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により,次のとおり許可しま 墓地の名称			第	号
氏名 様 新潟市長 年 月 日付けで申請がありました墓地の区域の変更につい地,埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により,次のとおり許可しま 墓地の名称			年 月	日
新潟市長 年 月 日付けで申請がありました墓地の区域の変更につい 地,埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により,次のとおり許可しま	住所			
年 月 日付けで申請がありました墓地の区域の変更につい地,埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により,次のとおり許可しま墓地の名称	氏名	様		
年 月 日付けで申請がありました墓地の区域の変更につい地,埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により,次のとおり許可しま墓地の名称				
地,埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により,次のとおり許可しま 墓地の名称			新潟市長	印
地,埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により,次のとおり許可しま 墓地の名称				
墓地の名称		年 月 日付けて	で申請がありました墓地の区域の変更について	,墓
墓地の名称	地,	埋葬等に関する法律第10 <i>須</i>	◆第2項の規定により、次のとおり許可します	•
墓地の所在地及び地積		墓地の名称		
		墓地の所在地及び地積		
変更内容				
許可条件		変更内容		

	納骨蛍	• 火葬場変更	[許可書			
	711.71		, HI J E	第		
				年	月	
住所						
氏名	様					
			新潟市長			E
	年 月 日付けで申討	∮がありまし	た納骨堂・火葬:	場の施設の	の変更し	7.
	年月日付けで申記					
いて,	年 月 日付けで申請墓地,埋葬等に関する法律第					
いて, ます。	墓地、埋葬等に関する法律領					
	墓地、埋葬等に関する法律領					
	墓地,埋葬等に関する法律第					
	墓地、埋葬等に関する法律第 熱骨堂・火葬場の名称					
	墓地,埋葬等に関する法律第					
	墓地, 埋葬等に関する法律第 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地					
	墓地、埋葬等に関する法律第 熱骨堂・火葬場の名称					

			墓地廃」	- 上許可書				
			圣地先士	다미 기 티				
						第		長
						年	月	E
生所								
		様						
					新潟市長			印
年	月	日付けて	で申請がる	ありまし	た墓地の廃止に	こついて,	墓地,	,
田 ++ 66) = 日日 - L - x	な光伊笠	1 0 冬笠	9 頂の蛆	シ に ト り	次のしむり	左司 1 宝岩	-	
	つ法住弗	10余弗	2頃の規)	正により	,伙のとおり計	十円しよう	0	
埋葬等に関する	01211/10							
埋葬等に関する								
選								
墓地の名	1称							
	1称							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							
墓地の名墓地の所	· 称 i 在地							

納骨堂・火葬場廃止許可書 第 年 月 住所 氏名 様 年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の廃止について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地 許可条件			公土 正 法	。心裁担房心	氷司妻			
年 月 任所 氏名 様 新潟市長 年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の廃止につい て,墓地,埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により,次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地			 	• 火弉瑒廃止	計り書			
任所 氏名 様 新潟市長 年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の廃止について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地						第		
氏名 様 新潟市長 年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の廃止について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地						年	月	
新潟市長 年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の廃止について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地	住所							
新潟市長 年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の廃止について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地			样					
年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の廃止について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地	777		140					
年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の廃止について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地								
て、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地					新潟市長			目
て、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地								
て、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地		年 月	日付けで目	= 請がありま	した納骨堂・火葬	場の廃し	とについ	۲,
ます。 納骨堂・火葬場の名称 納骨堂・火葬場の所在地								
納骨堂・火葬場の名称	て,	墓地,埋葬等に	関する法律第1	0条第2項の	の規定により,次	のとおり)許可	し
納骨堂・火葬場の名称	士士							
納骨堂・火葬場の所在地	よす	0						
納骨堂・火葬場の所在地								
		納骨堂・火葬場	 場の名称					
		から かま!	目の記去地					
許可条件			易97月14地					
計可条件		⇒k → Ø III.						
		計り条件						
		計り条件						
		計可条件						
		計可条件						
		計可条件						
		計可条件						
		計可条件						
		計可条件						

			墓地	等工事	完了届	出書			
							年	月	E
あて先)	新潟市長								
			盾	届出者					
				住所	(法人)	こあっては主	たる事務所	の所在地	()
				氏名	(法人)	こあっては名	称及び代表	者の氏名)
				電話者	番号				
due Ven I				-1 tota -	for fate	er leution o			
新潟市	「墓地,埋	葬等に関す	トる条例	列第 6 億	条第 1 3	項の規定によ	り、次のと	おり届け	出言
す。									
		名称							
	墓地	71 77							
	納骨堂	所在地							
	火葬場	許可				許可番号			
			年	月	日		第	号	
工事	第完了				年	月 日			
		項の□にレ	 /印を言						
		項の□にレ	 ⁄印を言						
		項の□にレ	/印を言						
		項の□にレ	一印を言						
		項の口にレ	一印を言						

		墓地等	F 工事完	了検査済証			
						第	
						年	月
所在地							
名称							
代表者氏名		様					
				新	寫市長		
名称 ————————————————————————————————————							
所在地							
許可	年	月	日	許可番号	第		号

墓地 (火葬場) 新設 (変更・廃止) 届出書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

届出者

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟市墓地、埋葬等に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

名称								
所在地	地目				地積			2
								m²
届出理由	都市計画又は土地区画整理事業名							
墓地	区画数				墓所面積			
				区画				m^2
火葬場	建物の構造				建物延べ面積			
								m^2
	火葬炉数							
				基				
工事予定	着工				完了			
		年	月	日		年	月	日
廃止予定			4	年 丿	月 日			
管理者	氏名							
	住所電話							
	本籍							

添付書類 新潟市墓地,埋葬等に関する条例第7条第2項各号に掲げる書類

改葬許可申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

墓地,埋葬等に関する法律第5条第1項の規定により,下記のとおり申請します。

申請者	住所					
	氏名					印
	死亡者との続柄					
	墓地使用者等との関係 (※)					
	電話番号		()	_	
死亡者・死産児	本籍					
	住所					
	氏名					
	性別		男		女	
	死亡年月日		年	月	日	
	注 死産児の場合,父母を記入してください。	の本籍,	住所,	氏名及び	が分べん年月1	∃
埋葬又は火葬の場所						
埋葬又は火葬の年月日			年	月	日	
改葬の理由						
改葬の場所						
改葬予定日			年	月	日	

[※] 申請者と墓地使用者等とが異なる場合,墓地使用者等の改葬についての承諾書等 が必要です。